

災害時に備えたストーマ装具の保管について

(奥州市災害時ストーマ装具保管事業)

災害時に、自宅のストーマ装具が使えなくなる事態や、供給に支障が生じるなどの事態に備え、個人が使用しているストーマ装具を市でお預かりし、必要な時にお返しいたします。(令和7年1月から開始)

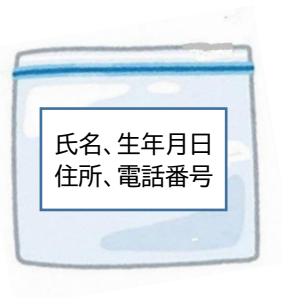
- 1 対象者 奥州市在住で、ストーマ装具を使用されている方
- 2 保管場所 奥州市役所(本庁)2階 福祉部 福祉課 (奥州市水沢大手町一丁目 1 番地)
- 3 利用料 無料

4 保管する物品

- ・ストーマ装具(消化器系・尿路系)
 - ・アクセサリ(テープ、リムーバー、洗浄剤など)、
 - ・消耗品(ゴミ袋、手袋など)
- ※保管する量は2週間分を目安にしてください。

5 準備していただきたいもの

ポーチ、かばん、袋など、口を閉じることができるものに
保管するストーマ装具を入れ、使用する方の氏名、生年月日、
住所、連絡先電話番号が分かるように表示してください。
(ラベルを貼る、名札をつけるなど)
※ポーチ等のサイズは、縦 30cm・横 30cm 以内
※ポーチ等は各個人で準備してください



- 6 保管期間 保管開始日から1年間 (途中で入替えした場合は、入替日から1年間)
※保管期間の終了のお知らせはいたしません。
※1年を過ぎたストーマ装具等は、市の判断で処分することがありますので、ご了承ください。
- 7 保管手続き 奥州市役所(本庁)2階 福祉課に、保管する装具をポーチ等に入れてご持参ください。
申請書をご記入いただきます。(手続きはご家族等の代理でも可)
装具をポーチ等ごとお預かりし、保管証をお渡しします。
- 8 装具等の入れ替え
装具等の入れ替えは随時可能です。その都度、福祉課にお申し出ください。
途中で入替えした場合は、保管期間は入替日から1年間になります。
- 9 災害時の使用について
使用者又はご家族等が、保管証(又は使用者本人が確認できるもの)を持参のうえ、福祉課にストーマ装具を取りにお越しください。(事情により取りに行けない場合は電話等でご相談ください。)

【問い合わせ】

奥州市 福祉部 福祉課 障がい者支援係 電話 0197-34-2325 FAX 0197-51-2373